



地区からのまちづくり

越谷市コミュニティ推進協議会



1 コミュニティ推進協議会と地区まちづくり

①2本柱のコミ協

越谷市のコミュニティ推進協議会には、2本の柱があります。1本目は、ふれあい豊かな地域社会を創造するため、構成団体相互の連携と協調を図り、市民のコミュニティ活動の推進を図ることを目的として平成3年に設立された、越谷市コミュニティ推進協議会（以下、全市コミ協）です。全市コミ協は地区コミュニティ推進協議会会長、越谷市自治会連合会会長、副会長、理事、及び全市コミ協の設置目的に賛同する団体（越谷市連合婦人会、越谷市老人クラブ連合会、越谷市子ども会育成連絡協議会、越谷市PTA連合会、越谷市交通安全母の会、越谷市青少年指導員連絡協議会の6団体）の長で構成されています。

2本目は居住地域における住民間、住民と行政との関わりを考える組織として地区内の諸問題・諸課題を地区住民相互に話し合い解決を図るための組織を目指し、平成5年から順次設立された地区コミュニティ推進協議会（以下、地区コミ協）です。地区コミュニティ推進協議会は、市内に13あるコミュニティ区域ごとに設置されています。全市コミ協の構成団体を中心に地域の特性を踏まえたその他の団体やコミュニティづくりに関心のある市民で構成されています。

つまり、全市コミ協は越谷市全体での活動、地区コミ協は各地区内での活動という形になっています。

②それぞれの活動

全市コミ協は地区コミ協がコミュニティ活動を積極的に展開するための啓発を中心とした各種事業（講座の開催や地区コミ協の活動内容を発表するシンポジウム、先進地視察研修など）の実施や団体相互の情報交換・連絡調整、広報誌等の発行を行い、地区コミ協の活動を支援しています。

地区コミ協は地域の実情に合った自主的な組織として、地域の課題を整理・選択し、行政と協力しながら個性的で魅力のある地域の実現を目指して様々なコミュニティ事業を展開しています。

③地区まちづくりと地区別将来像

このように地区コミ協は全市コミ協と連携し、設立当初から様々なコミュニティ事業を展開しながら「地区からのまちづくり」を実践してきました。こうした身近な地域を魅力的なまちにするために、地区からまちづくりを考え、進めていこうという取り組みを「地区まちづくり」と呼んでいます。

平成10年度には、各地区で地区コミ協のメンバーが参加し、「地区別将来像」を作りました。これは、地区の現況と課題やまちづくりの目標、まちづくりの方向（大切にしたい個性特徴・重点として取り組む項目）が盛り込まれたもので、計66回にわたる「まちづくり会議」を開催して地区から出された意見を体系的に整理しました。この「地区別将来像」は市の最上位計画となる第3次越谷市総合振興計画の基本構想に地区まちづくりの目標として位置づけられました。

2 コミュニティ活動を進めるための仕組み

①地区まちづくり推進計画

多様な価値観をもつ市民と行政が協働でまちづくりを推進するためのしくみとして各地区で「地区まちづくり推進計画」を策定しています。この計画は平成12年度～13年度に各地区コミ協で策定しました。

市が抱えている課題等を解決するためには、身近な地域において市民と行政が協働でまちづくりを進めることが求められています。そこで、前出の「地区別将来像」を実現するため、その推進体制の整備を含めて策定するのがこの計画で、市民と行政の役割と責任を明確にした地域づくりの指針であり、地域において具体的にまちづくりを進めるための手法やアイデアをまとめたものです。

地区コミ協がおこなうコミュニティ事業はこの計画に基づいて実施され、計画を具体化させながらまちづくりを実践していくしくみになっています。

②地区まちづくり助成金

地区コミ協が地区まちづくり推進計画にのっとりコミュニティ事業を行うために、越谷市から「地区まちづくり助成金」による支援を受けています。

「地区まちづくり助成金」は平成15年度まで、各地区に事業別に支出されていた助成金や交付金を一本化して、まちづくり資金として大枠で支出し、細かい制約にとらわれることなく、地区の実情にあった分配や執行を各地区に委ねるものとして平成16年度に創設されました。

「地区まちづくり助成金」を策定するにあたっては、地区からの自主的な企画立案・調書作成による事業提案書が基本となります。事業提案書により、地区の要望する事業を地区全体の助成額に反映させるという仕組みになっています。

助成金を地区ごとに配分する際の窓口、事業提案書および実績報告書の作成・とりまとめ、など助成金に関わる細かい事務も地区コミ協で行っています。

3 地区コミュニティ推進協議会の活動内容

各地区での具体的な活動としては、地域のシンボリックなフェスティバルをはじめ、クリーン作戦や花いっぱい運動、子育て支援や世代間交流、健康ウォーキングや地区の歴史の探究、伝統芸能の継承など多岐にわたっています。地区コミ協では、事務局の役割を担う総務部会を中心としていくつかの部会を設置してこれらの事業を展開しています。

また、地区コミ協の活動の拠点として各地区に地区センターが整備されています。



越谷市コミュニティ推進協議会

●設置年月日 平成3年3月27日

●設置目的

新しい時代にふさわしいふれあい豊かな地域社会を創造するため、構成団体相互の連携と協調を図り、もって市民のコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

●組織内容

各地区コミュニティ推進協議会会長
越谷市自治会連合会会長、副会長、理事
上記の設置目的に賛同する団体の長（現在は越谷市連合婦人会、越谷市老人クラブ連合会、越谷市子ども会育成連絡協議会、越谷市PTA連合会、越谷市交通安全母の会、越谷市青少年指導員連絡協議会の6団体）

●活動内容

- ①コミュニティに関する調査、研究—コミュニティ活動を積極的に展開するための啓発を中心とした各種事業の実施。具体的活動：コミュニティリーダー養成（平成19年度はまちづくりと防災・防犯に関する講演会を計2回開催）まちづくりシンポジウム（各地区コミ協の活動発表を2月開催予定）先進地コミュニティ実情の視察研修会（平成19年度視察先は茨城県日立市「塙山学区住みよいまちをつくる会」）
- ②構成団体相互の情報交換、連絡調整—協議会活動を円滑かつ効果的に展開するため会議の開催及び構成団体相互の情報交換・連絡調整。具体的活動：定期総会、役員会、地区会長会議
- ③その他、本会の目的達成に必要な事業—地区コミュニティ推進協議会の運営に対する支援。具体的活動：まちづくりシンポジウム記録集配布・広報誌「コミュニティ広場」の発行

地区コミュニティ推進協議会

●設置年 平成5年度から6年度

●設置目的

居住地域における住民間、住民と行政との関わりを考える組織として地区内の諸問題・諸課題を地区住民相互に話し合い解決を図るための組織を目指し設置する。

●組織内容

市内13コミュニティ区ごとに組織。
越谷市コミュニティ推進協議会の構成団体を中心に地域の特性を踏まえたその他の団体やコミュニティづくりに関心のある市民。

●活動内容

地域に対する愛着を高め、住民自らが創意と工夫を生かした地域の将来像を策定し、その実現に向けて学習等を通し地域の課題を整理・選択し、行政と協力しながら個性的で魅力のある地域の実現を目指している。地域の実情に合った自主的な組織として、越谷市コミュニティ推進協議会と連携・調整を図りながら活動している。具体的活動の例：地域を知る事業（ウォーキング、マップ作り、広報誌発行など）実践活動（クリーン作戦、花いっぱい運動など）

1 コミュニティ推進協議会と地区まちづくり
①2本柱のコミ協

●越谷市コミュニティ推進協議会(全市コミ協)

目的:コミュニティ活動の推進・構成団体相互の連携

構成員:地区コミュニティ推進協議会会長

市自治会連合会会長、副会長、理事
賛同団体の長

越谷市全体

●地区コミュニティ推進協議会(地区コミ協)

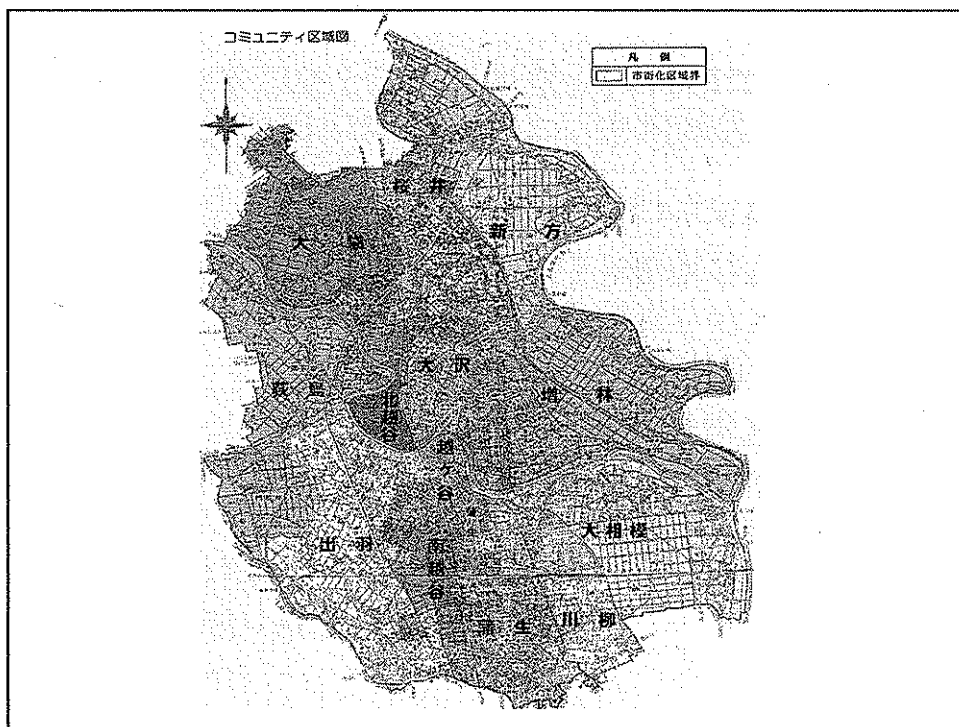
目的:居住地域の諸問題の住民間での解決

設置:市内13コミュニティ区域

構成員:全市コミ協構成団体

地域の特性を踏まえたその他の団体
コミュニティづくりに関心のある市民

各地区内



● ● ● | 1 コミュニティ推進協議会と地区まちづくり
②それぞれの活動

● 全市コミ協の活動

- ・コミュニティ活動を展開するための啓発
- ・団体相互の情報交換・連絡調整
＝各地区コミ協の活動支援

● 地区コミ協の活動

- ・地区の課題を整理・選択
- ・個性的で魅力ある地域の実現を目指した
コミュニティ事業

● ● ● | 1 コミュニティ推進協議会と地区まちづくり
③地区まちづくりと地区別将来像

● 地区まちづくり

身近な地域を魅力的なまちにするために、
地区からまちづくりを考え、進めていこうと
いう取り組み

● 地区別将来像

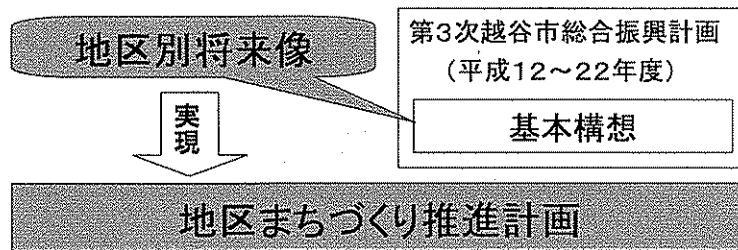
- ・地区の現況・課題
- ・まちづくりの目標
- ・まちづくりの方向(大切にしたい個性特徴・
重点として取り組む項目)

2 コミュニティ活動を進めるための仕組み

①地区まちづくり推進計画

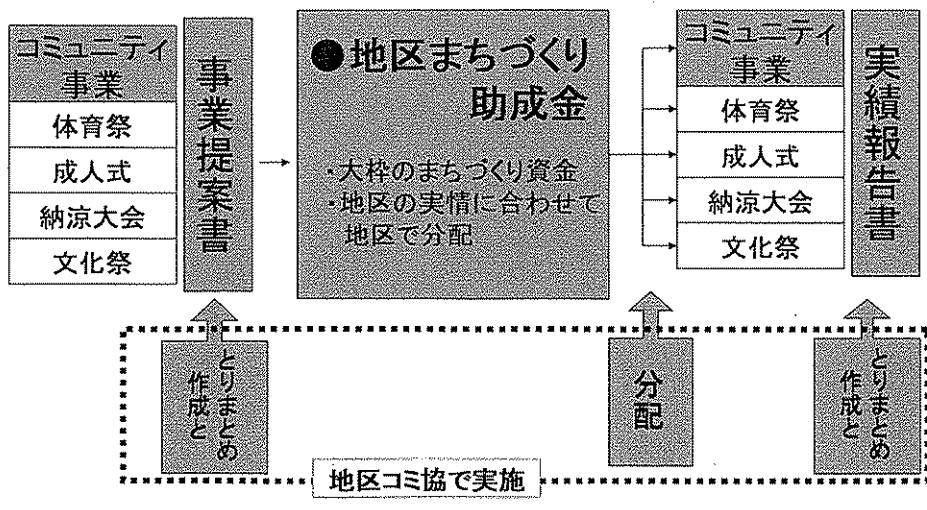
●地区まちづくり推進計画

- ・「地区別将来像」を実現するための計画
- ・計画に基づき地区コミ協が事業を実施
- ・地域においてまちづくりを進めるための手法やアイデアをまとめたもの



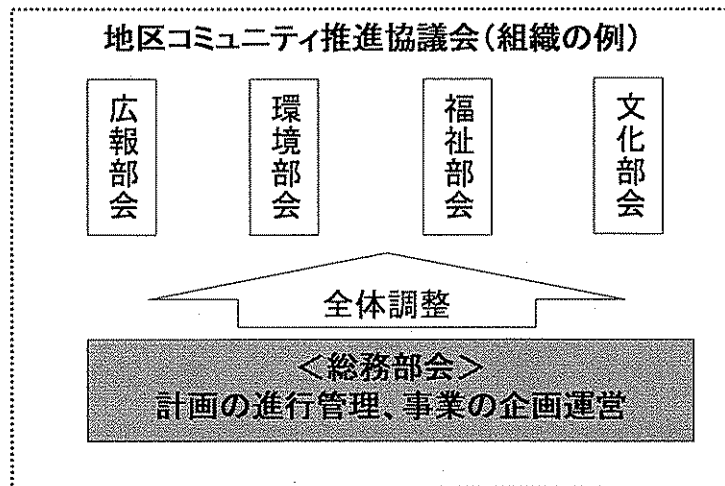
2 コミュニティ活動を進めるための仕組み

②地区まちづくり助成金



● ● ●

3 地区コミュニティ推進協議会の 活動内容



越谷市コミュニティ推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、越谷市コミュニティ推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、新しい時代にふさわしいふれあい豊かな地域社会を創造するため、構成団体相互の連携と協調を図り、もって市民のコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、各地区コミュニティ推進協議会会長及び越谷市自治会連合会の会長、副会長、理事並びに前条の目的に賛同する団体の長をもって組織する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、越谷市役所協働安全部地域活動推進課に置く。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) コミュニティに関する調査、研究
- (2) 構成団体相互の情報交換、連絡調整
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 2名

2 役員は構成員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理又は代行する。

3 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者の就任するまでの間は引き続きその職務を行う。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び地区会長会議とし、必要の都度会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、会長において出席を催告してもなお半数に達しないときはこの限りではない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第10条 本会の運営に必要な経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成3年3月27日から施行する。

(役員任期の特例)

- 2 平成3年3月27日をもって役員となった者の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成6年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月9日から施行する。

〇〇地区コミュニティ推進協議会会則（例）

（名称及び所在地）

第1条 本会は、〇〇地区コミュニティ推進協議会（以下「地区コミ協」という。）と称し、〇〇地区センター区に設置する。

（目的）

第2条 本会は、新しい時代にふさわしい、ふれあい豊かな地域社会を創造するために、構成団体及び市民との相互の連携と協調を図り、越谷市のコミュニティづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的とする。

（組織）

第3条 本会は、地域の特性を踏まえたコミュニティづくりに関心のある団体の代表者及び市民の参画を得て組織する。

ここでいう団体とは次のとおりとする。

- (1) 地区自治会連合会
- (2) 地区単位自治会
- (3) 地区婦人会
- (4) 地区内各小・中学校PTA
- (5) 地区子ども会育成連絡協議会
- (6) 地区老人クラブ連合会
- (7) 地区青少年指導員協議会
- (8) 交通安全母の会〇〇支部
- (9) 地区スポーツ・レクリエーション推進委員会
- (10) 地区民生児童委員協議会
- (11) JA越谷市女性部〇〇支部
- (12) 地区グリーンクラブ
- (13) 交通安全協会〇〇支部
- (14) 越谷市消防団〇〇分団
- (15) 会食ボランティア団体
- (16) 地区クラブ・サークル連絡協議会
- (17) 越谷地区更生保護女性会〇〇支部
- (18) 地区婦人防火クラブ

ここでいう市民とは、一般公募による地区内居住者とする。

（事業）

第4条 本会は、地域の特性を踏まえて、長期的、総合的な見地から次の内容等について討議し実践する。

- (1) コミュニティ活動の推進と団体等との連絡調整に関すること
- (2) コミュニティ意識の普及、啓発（広報活動）
- (3) コミュニティ活動推進のために必要とする事業の実施
- (4) その他

（総会）

第5条 総会は、年一回定期に会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、本会委員で構成し、議決には出席者の過半数の賛成を要する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 委員の四分の一以上及び役員が必要と認めるときには、臨時総会を開催することができる。

（役員）

第6条 本会には次の役員を置く。役員会は随時開催する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 若干名

2 役員は、委員の互選により選任する。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理又は代行する。

3 会計は、本会の出納事務を掌る。

4 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(委員及び役員の任期)

第8条 委員及び役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で変更があった場合は前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第9条 本会に専門部会を設けることができる。

- 2 委員は、いずれかの部会に所属し、コミュニティ活動の推進にあたるものとする。
- 3 専門部会長及び副部会長は、部会内委員の互選により選任する。
- 4 専門部会長は、専門部会を代表し会務を統括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは職務を代理又は代行する。

(地区まちづくり予算委員会)

第10条 本会に、地区まちづくり予算委員会を設けることができる。

2 本委員会は、次の団体から選出された委員で構成する。

- (1) ○○地区自治会連合会 2名
- (2) 本会総務企画部会 2名
- (3) スポ・レク推進委員会 2名

- 3 本委員会の委員長は、本会の会長が兼務する。
- 4 本委員会は、地区予算配当について検討する。

(ホームページ委員会)

第11条 本会に、ホームページ委員会を設けることができる。

- 2 本委員会は、総務企画部会から選出された委員で構成する。
- 3 本委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 本委員会は、ホームページの運用について検討する。

(相談役)

第12条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、地区内に居住する市議会議員とする。
- 3 相談役は、本会の委員を兼ねることはできない。

(地域担当職員)

第13条 越谷市地域担当職員は、地区コミ協の活動に地域の一人として参画し、行政と地域住民との連携協力を密にし、相互に理解を深め市民による自主的なまちづくりを側面から支援する。

(会計及び会計年度)

第14条 本会の会計は、地区まちづくり助成金、その他をもって充てる。

- 2 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(報告)

第15条 地区コミ協の会議内容については、地区コミ協会長が全市コミ協に報告する。

(事務局)

第16条 地区コミ協の事務局は、○○地区センターに置く。

(雑則)

第17条 この会則に定めるものの他に必要な事項は、会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成6年○月○日から施行する。
- 2 第8条の規定にかかわらずコミ協設立時に委員として参画した者の任期については、平成8年3月31日までとする。

平成19年度各地区コミュニティ推進協議会 構成団体と人員

19.09.04.

	組織等	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	越ヶ谷	南越谷	北越谷	計
自治会	地区自治会連合会	6	6	2	5	10	16	5		5	6	8	3	15	87
	単位自治会			26				24	22		16		44		132
婦人団体	地区婦人会			2		1	1	1	1	1	1	5		3	16
	JA婦人部各支部	1	2	2	1		1	1			1				9
	くらしの会各支部	1													1
	婦人防火クラブ			1		1	1				1				4
	その他		1	2		1	1			1					6
学校・PTA	連合PTA														0
	小中学校PTA	8	4	4	7	2	6	6	2	3	4	5	4	2	57
	小中学校					2	6								8
	幼稚園父母の会													1	1
子ども会	地区子ども会育成連絡協議会	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	5	2	4	24
老人クラブ	地区連合会			2					1		1	1			5
	各地区内老人クラブ		3		1	1		1		1					7
青少年	地区青少年指導員協議会	1	1	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1	13
	地区青少年育成推進委員会					1		1	1						3
交通安全	交通安全母の会各支部		1	1	1	1	1	1		1					7
	交通安全協会各支部		1	1	1	1	1		1						6
地区センター	公民館運営協力委員会	1	3		1	2	1	1				1	1		11
	公民館利用者連絡協議会						1				1	1	1		4
	地区センター利用者連絡会					2				1					3
	公民館利用団体	2		1										1	4
スポーツ	スポーツレクリエーション推進委員会	3	4			1	14	1	1	5	1	5	1	3	39
文化	文化関係団体	1													1
各種団体等	商工関係団体	2			3			2		1	2	1		2	13
	地区民生児童委員協議会	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
	農業関係団体					1	1			2					4
	消防団分団		1	1	1	1	1	1		1	1	1			9
	地域活動団体	7	11					2			4	1	2	5	32
	保護司会				1										1
	ボランティア団体			1	1	7		1		2	1		1		14
その他	公募	15		37	31		16	8	2			6	5	7	127
	会長推薦・コミ協推薦	3	26								14				43
	地区センター推薦									16					16
	相談役			4	7				2	3				2	18
	その他						6	2		1					9
	元会長														0
	合計	56	67	92	66	38	76	61	36	47	57	42	66	47	751

1地区平均58人

平成18年度事業実績数

地区名	地区レクリエーション事業			地区成人式事業	地区スポーツ奨励事業			地区まちづくり事業	合計
	地区体育祭事業	地区文化祭	その他事業(盆踊り等)	地区成人式	スポ・レク運営事業	市民体育祭事業	地区スポーツ大会・講習会事業		
桜井	1	1		1	1	6	6	16	32
新方	1	1		1	1	6	7	7	24
増林	1	0		1	1	6	8	12	29
大袋	1	1		1	1	6	7	16	33
荻島	1	1	1	1	1	6	7	8	26
出羽	1	1	1	1	1	6	4	9	24
蒲生	1	1		1	1	6	8	11	29
川柳	1	1	1	1	1	6	6	11	28
大相模	1	1	2	1	1	6	8	9	29
大沢	1	1		1	1	6	8	15	33
北越谷	1	1		1	1	6	8	11	29
越ヶ谷	1	1		1	1	6	6	10	26
南越谷	1	0		1	1	6	9	16	34
計	13	11	5	13	13	78	92	151	376